

「石川県食の安全・安心推進条例（仮称）の制定について」に対する  
パブリックコメントの実施結果について

- 1 募集期間 平成27年1月22日（木）～2月4日（水）  
2 寄せられた意見 3通、延べ24件

No.	意見等の内容	左記に対する考え方
1. 基本理念		
1	「科学的知見・合理的根拠に基づく安全対策」「悪影響の未然防止」について条文に盛り込まれることを期待する。	基本理念に「科学的知見・合理的根拠に基づく安全対策」「悪影響の未然防止」「関係者相互理解・協力の促進」について条文に盛り込むこととしております。
2	現状維持に留まらず食の安全・安心を発展的なものにするための推進施策の策定を要望します。	県は食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施することとし、具体的には食の安全・安心の確保に関する行動計画の策定と実施を考えております。
2. 県、生産者、事業者、県民の責務（役割）		
3	事業者には加工メーカー、ベンダー（供給業者）、流通業などがあり、それぞれの責務を明記する必要があります。またマスコミ、教育機関、消費者団体の役割についても明記していただくよう要望します。	条例は、食品安全基本法に基づいて策定した基本方針を条例化するものであり、法及び基本方針に規定する、県（国）、生産者・事業者、県民（国民）の責務（役割）を規定しております。
4	施策に対する県民参画について条文に盛り込まれることを期待する。	県民の役割として、県が実施する施策について意見の表明に努めるなど積極的な役割を果たすこと、また、幅広く県民の意見を聴取するため、食品安全安心対策懇話会の設置の規定をしております。
5	監視指導のしくみについて条文に盛り込まれることを期待する。	監視指導については、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において行うこととしており、具体的には、食の安全・安心の確保に関する行動計画や食品衛生法に基づく監視指導計画を毎年度策定、実施しております。
3. 食品の安全性の確保のための措置（監視、指導等）		
6	危機管理体制の整備について条文に盛り込まれることを期待する。  同様の意見 他1件	食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、緊急の事態への対処に対する体制の整備等必要な措置を講ずるものとしております。

No.	意見等の内容	左記に対する考え方
4. 事業者等の自主的な取組の強化		
7	<p>H A C C P義務化を見据えた認証制度の取り組み推進を要望します。</p> <p>同様の意見 他1件</p>	<p>H A C C Pの取組を推進するため、食品衛生法施行条例の改正を行い、H A C C Pを用いた場合の管理基準を定め、助言その他必要な支援を行うこととしております。</p>
5. 情報の収集及び提供		
8	<p>県民への食の安全・安心の情報伝達としてのリスクコミュニケーションの推進を要望します。</p> <p>同様の意見 他1件</p>	<p>行動計画に基づき、県民との意見交換会やシンポジウムを通じて、リスクコミュニケーションの推進を図ることとしております。</p>
9	<p>保健所、農政局等の関係機関との協力体制の構築と連携強化を要望します。</p> <p>同様の意見 他1件</p>	<p>関係機関との情報共有、意見交換、連携に努めるものとしております。</p>
6. その他		
10	<p>(運営組織の設置)</p> <p>条例を確たるものにするための運営組織の設置を要望します。</p>	<p>県は食品安全対策室を設け、「食の安全安心の確保に関する基本方針」を策定し、関係部局連携のもと、懇話会等で県民の意見を反映し、一連の業務に取り組んできました。今後は石川県食の安全・安心推進条例(仮称)に基づき同様の体制で施策を実施してまいります。</p>
11	<p>(食育)</p> <p>食の安全を柱とする食育の推進について条文に盛り込まれることを期待する。</p> <p>同様の意見 他1件</p>	<p>食育基本法に基づいて策定された第2次いしかわ食育推進計画において、すべての県民に対し、食品の安全性に関する知識の習得や健全な食生活の実践など個人における食育を推進することとしております。</p>
12	<p>(食文化)</p> <p>食文化を守るため、国への協力要請および意見書の提出を要望します。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>(食文化)</p> <p>新たな食文化の発展のための調査・研究開発の整備を要望します。</p>	<p>能登井など地場産食材を活用した新たな食文化の開発などへの支援のほか、県内に古くから伝わる伝統技法を用いて製造された県産加工品を認証し、PRすることなどにより食文化の発展に努めております。</p> <p>なお、いしかわ文化振興条例において、食文化の継承及び発展の規定をしております。</p>

No.	意見等の内容	左記に対する考え方
6. その他（続き）		
14	<p>（食文化）</p> <p>食育・地産地消の推進を図るため、県民の石川県食文化の浸透を通じた人材育成を要望します。</p>	<p>郷土料理を取り入れた学校給食の実施や地域産物を利用した伝統的な郷土料理の情報発信などを通じて、広く県民に食育・地産地消の意識付けを行っております。</p> <p>なお、いしかわ文化振興条例において、食文化の継承及び発展の規定をしております。</p>
15	<p>（環境配慮）</p> <p>石川県の豊かな自然環境を保全するため、環境に及ぼす影響の配慮を要望します。</p>	<p>環境の保全については、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」において、県民・事業者等のそれぞれの役割や責務の規定をしております。また、食の安全・安心の確保に関する具体的な施策の策定に当たっては、関係部局と連携しながら環境に及ぼす影響に配慮することとします。</p>
16	<p>（人材育成）</p> <p>県民参加も視野に入れコミュニケーター（伝達者）としての活動を実施するための人材育成を要望します。</p>	<p>地域の食生活改善をサポートする食生活改善推進員や食品衛生の普及啓発を行う食品衛生指導員に対して、食の安全・安心についての知識の習得の支援をするほか、県民の皆様を対象としたリスクコミュニケーションやシンポジウム、出前講座等を通じ、参加した県民の皆様が食の安全・安心についての理解を深め、地域における相互理解が進むよう努めております。</p>
17	<p>（零細な加工業者の支援）</p> <p>県内には中小、零細な加工業者が多く、設備の更新、衛生管理担当者の配置や従業員教育等十分な手立てを講じることが困難な事業者もあると思われま。事業者団体の自主的な研修はもとより、県の支援により、県内事業者の育成を図っていただくよう要望します。</p>	<p>加工業者に配置が義務づけられている食品衛生責任者に対して毎年実施している研修会において、従事者教育の重要性について周知しております。また、事業者団体が実施する自主的な食品衛生研修に対する支援を行っております。更に、事業者からの個別の要望に応じた研修会も実施しております。</p> <p>なお、設備の更新については、県の制度金融が活用できます。</p>

No.	意見等の内容	左記に対する考え方
6. その他（続き）		
18	<p>（消費者への普及啓発）</p> <p>食に対する漠然とした不安を払拭するため、各世代に応じた、食の安全・安心に関する普及啓発を推進していただくよう要望します。</p> <p>また、生産・製造現場の見学や、現場での食の安全に努力する姿勢や苦勞など聞き、意見交換する場も有効であることから、体験型の食の安全・安心教育、リスクコミュニケーションの場づくりを施策に加えていただくよう要望します。</p>	<p>県では、親子料理教室や農業、製造・加工現場での体験学習などの実施や、各世代に応じた食の安全・安心に関するリーフレットを作成し広く県民へ配布しているほか、生産者・事業者と消費者が意見を交換する場としてリスクコミュニケーションやシンポジウム等を実施し、県民全体に対する食の安全・安心についての普及啓発を推進しております。</p>
19	<p>（罰則）</p> <p>悪質な事業者については罰則を設け、毅然とした対処を要望します。</p>	<p>食品衛生法やJAS法、景品表示法等の規定により事業者への指導を実施しており、悪質な事業者には各法律に基づいて厳格に対処することとしております。</p>